附則別表第二号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号の表に次のように加える。

平成二十三年度	○・○○○

別表に次のように加える。

平成二十三年度	○・○○○

（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

平成十五年度	○・一一七
平成十六年度	○・一〇一
平成十七年度	○・〇八二
平成十八年度	○・〇六四
平成十九年度	○・〇四八
平成二十年度	○・〇三三
平成二十一年度	○・〇二二
平成二十二年度	○・〇〇九

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十一号

子ども・子育て会議令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期）

第一条　子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条　会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条　会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条　会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。